

幸徳秋水大逆事件（1911年）の研究（8）

～大逆事件における供述分析：本件判決を根拠づける被告人らの供述とその形成過程（2）～

山 田 早 紀

浜 田 寿美男

目 次

3. 本件の核となる東京グループの供述形成過程

（1）皇室危害を目論む「大逆」の着想がはじまり、東京グループ内に広がった経緯

- 1）皇室危害を目論む「大逆」の着想は宮下にはじまったこと
- 2）宮下の「大逆」の着想が幸徳等に伝わっていった経緯
- 3）幸徳らが明治42年9月上旬に大逆決行を決意したとされるに至った経緯

（2）爆裂弾の製法を調査し、材料等を準備した経緯

- 1）宮下が爆裂弾の製法の情報を独自に調査して情報を得たという話と幸徳や奥宮を介して情報を得たという話が混在していること
- 2）幸徳が奥宮から爆裂弾製造の情報を聞き出し、これを宮下に伝えたという話はどのようにして出来上がっていったのか—その供述形成過程の分析

3. 本件の核となる東京グループの供述形成過程

本件判決は、被告人たちを有罪とする「理由」として、その＜冒頭＞において、幸徳傳次郎と管野スガの名を上げ、そのほか全国各地に「無政府共産主義を為す者」、「若しくは之を信條と為すに至らざるも其臭味を帯ふる者にして其中傳次郎を崇拜し若しくは之と親交を結ぶ者」が数多くいるとして、「被告人共の中深く無政府共産主義に心酔する者、国家の権力を破壊せんと欲せば、先づ元首を除く若く無しと為し、……畏多くも神聖侵

すへからさる聖体に対し、前古未曾有の兇逆を逞せんと欲し、中道にして凶謀発覚したる」と認定している。つまり、幸徳が首謀者となり、全国各地の同志たちを巻き込み、「大逆」を起こそうと企てたという主旨の結論を述べている。そのうえで、判決の＜第一段階＞において、本件被告26名がここに関与している事実を第一～第八に分けて認定し、さらにその後の＜第二段階＞で、この第一～第八までの認定の根拠となる事実を、各被告それぞれの予審調書での供述をもとにして説明するという、三段階で構成されている。つまり、判決の構成として見れば、＜冒頭＞の結論、ついで＜第一段階＞として個々の被告人グループについての認定、さらに＜第二段階＞として、＜第一段階＞の認定の根拠資料として予審調査書等を提示するというかたちで組まれているのだが、これを事実の認定の過程として見れば、本来は、

本件裁判に向けての「予審調書」や検事「聴取書」→ ＜第二段階＞の認定 → ＜第一段階＞の認定 → 結論として＜冒頭＞の認定
という流れをたどったはずである。

判決はこのように＜冒頭＞において幸徳を中心とした事件像を描いているのだが、＜第一段階＞および＜第二段階＞で具体的に認定された個々の内容を精査すれば、じつのところ、爆裂弾で天皇らに危害を加えんとしたというこの事件の本体部分において、幸徳が主導的な役割を果たしたという形跡がはっきりとは認められない。むしろ被告人らの本件準備行為に焦点を合わせて見れば、この事件で最初から最後まで先導的な役割を果たしたのは宮下であり、あるいは宮下の近くでそれを支えた忠雄や管野であって、幸徳はせいぜいその宮下らの行為を後から追認し、ほとんどの場面で傍観し、あるいは最後には中心グループの埒外に置かれて、その傍観すらしていない。そうしたなかで最終的に、まだ曖昧なものでしかなかった宮下らの本件計画が発覚し、宮下が身柄を拘束されて（それゆえここまではむしろ「宮下事件」と呼ぶのがふさわしい）、そこから幸徳を首謀者とす

る大事件へと波及していったことが見て取れる。

そうだとすれば、幸徳を主軸として描かれた本件判決の＜冒頭＞の認定そのものが、じつは宮下事件発覚の後に想定されたものであって、この事後の想定が時間を遡って逆行的に＜第一段階＞＜第二段階＞の認定に組み込まれ、あるいはそのさらにもとになった「予審調書」や検事による「聴取書」の聴取の過程でも背後で大きな影響力を及ぼした可能性が浮かび上がってくる。つまり、事実上、

＜冒頭＞にあった認定（想定）→ ＜第一段階＞の認定・＜第二段階＞

の認定 → 本件裁判に向けての「予審調書」「聴取書」の作成

という流れをたどって、本件の事実認定が行われたのだとすれば、それはきわめて危険だと言わなければならない。

そこで本稿では、その可能性を具体的に検証すべく、本件の中心となった幸徳らの東京グループに焦点を当てて、事件の流れを以下の三つのフェイズに区切り、

1. 皇室危害を目論む「大逆」の着想がはじまり、東京グループに広がった経緯
2. 爆裂弾の製法を調査し、材料等の準備した経緯
3. 山中での実験の成功と犯行計画遂行のためのその後の展開と本件の発覚

そのそれぞれについて、幸徳や菅野、忠雄、宮下ら東京グループの本件犯行がどのようなものであったかを確認し、判決が示した認定およびその基となる予審調書等の記録を参照しつつ、東京グループの供述がどのような過程をたどったかを時系列に沿って整理する。そうして、この東京グループの供述形成過程において、事後に明らかになる情報や想定が、時間を遡って、順行的であるはずの犯行事実そのものの認定に紛れ込むようなことがなかったかどうかを検討する。

(1) 皇室危害を目論む「大逆」の着想がはじまり、東京グループ内に広がった経緯

ここではまず出発点となる「大逆」の着想を、誰がどのようにして抱き、それが本件にどのようにつながったかについて、本件判決の〈第一段階〉の認定から検討する。

1) 皇室危害を目論む「大逆」の着想は宮下にはじまったこと

「大逆」について最初にその構想を描いたのは、本件判決の認定においても、幸徳ではなく、宮下であった。具体的には判決の〈第一段階〉において、以下のように認定されている（判決構造でいうと「第一期」¹である）。

偶々被告宮下太吉心を同主義に傾けたるも、皇室前途の解決に付て惑ふ所あり。明治四十年十二月十三日、運平を大阪平民社に訪ふて之を質す。運平乃ち帝国紀元の史実信するに足らざることを説き、自ら太吉をして不臣の念を懐くに至らしむ。其後太吉は、内山愚童出版の入獄紀念無政府共産と題する暴慢危激の小冊子を携へ東海道大府駅に到り、行幸の齒簿を拝観する群集に頒与し、且之に対して過激の無政府共産説を宣伝するや衆皆傾聴するの風あれとも、言一たび皇室の尊嚴を冒すや復耳を假す者なきを見て心に以為く、帝国の革命を行んと欲すれば先つ大逆を犯し以て人民忠愛の信念を殺くに若かすと、是に於て太吉は爆裂弾を造り大逆罪を犯さんことを決意し、明治四十一年十一月十三日其旨を記し、且一朝東京に事あらは直に起て之に應すへき旨を記したる書

1 判決構造の第一期～第五期の内容は、浜田寿美男・山田早紀（2021）、「幸徳秋水大逆事件（1911年）の研究（6）～大逆事件における供述分析：本件判決を根拠づける被告人らの供述とその形成過程（1）～」龍谷法学第54巻3号に掲載している。

面を運平に送り、運平は之を傳次郎に示し且太吉の意思強固なることを推奨したるに、傳次郎は之を聴て喜色あり。

判決では、この引用の前後に明治41年6月22日の錦輝館赤旗事件にはじまる政府への抵抗や、無政府共産主義者たちの運動の経緯が語られていて、そこには「決死の士」を集めて暴動を起こそうなどという言動が幸徳らの周辺で交わされていたことが記されている。そして、宮下の「大逆」の着想については、上記引用の冒頭に「偶々(たまたま)」とあるように、その前後の脈絡とは別のものとして語られている。つまり、宮下は、森近運平との議論や、内山愚道作成の小冊子に影響を受けて、無政府共産主義を信奉し、この無政府共産主義の説を大府駅周辺で宣伝したものの、皇室の尊厳を冒す発言をしたところ大衆から見向きもされなかった。そのため、宮下は爆裂弾を用いた「大逆」を行うことを決意し、明治41年11月13日にその旨を森近に手紙で知らせたという。これを森近から聞いた幸徳は、判決においても、せいぜい「之を聴て喜色あり」という程度のことでしかない。

宮下は、誰かから何らかの命令や提案を受けて「大逆」について行動を起こそうとしたわけではなく、自らの「自分の説に大衆が耳を貸してくれなかった」という体験からこの「大逆」を発想し、その実現に向けた決意を固めた、というのである。ここからも明らかなように、幸徳らが「大逆」を唱道して、宮下がその示唆に導かれ、あるいはその指示を受けて、本件犯行の計画がはじまったわけではない。判決もまた「偶々」という表現を使っていることから分かるように、このことを事実上認めてはいるものの、それでいてその「偶々」のものでしかなかった宮下の着想を、幸徳らの無政府共産主義の運動のなかにはめ込んで語っている。そのこのところにすでに、宮下事件発覚の事後において、その事件を幸徳らの無政府主義運動に絡めて見ようとする逆行的構成の流れがあった可能性がうかがわれる。

2) 宮下の「大逆」の着想が幸徳等に伝わっていった経緯

そこで、この判決の認定に至る根拠となった検事「聴取書」やその後の「予審調書」からこの点を確認する。

(1) 宮下が「大逆」の着想を抱いたのは幸徳に出会う以前であったこと

まず、宮下の「大逆」の着想について、宮下の最初の自白供述である明治43年5月29日の長野地方裁判所検事局での「聴取書」には以下の供述が録取されている。

『無政府共産』と題する小冊子を見て深く其意見に賛成し、当時其冊子を諸所に配つて吾々の主義に賛成を求めました所、大抵の人は書いてある事が余る激しいと云ふので賛成する人がありませんでして、茲に於て私は迥も尋常の手段では同主義の伝道が困難であるから、我国の元首なる天皇を斃して之れ亦吾々普通人間と同一に血の出るものであると云ふ事を示さなければ、天皇を尊ぶ迷信を打破する事が出来ないから、機会があつたらば爆裂弾を以て御通行の際天皇をやつ付けよーと決心致しました。

ここでは、内山作成の小冊子を配布しても賛成してくれる人がいなかったで、天皇を尊ぶという迷信を打破するために「機会があつたらば爆裂弾を御通行の際天皇をやつ付けよーと決心致しました」ということで、「大逆」の実行はまだ「機会があれば」という程度のことでしかない。さらにここには大府駅での宣伝の失敗や「大逆」実行の決心を手紙に書いて森近に知らせたということがまだ語られていない。

大府駅での宣伝の失敗について語られるのは、明治43年6月4日の宮下の第1回予審調書である。

答 その本（著者註：内山愚道『無政府共産』）にはすべての迷信を打破せよと説いてあります。（中略）早晩無政府共産主義の革命が起るべき徴候がある。だからやがて世界中みなこの主義になれば、戦争などというものはなくなり、兵隊など

は不要になる。それを、兵隊にゆかなくてはならぬと思うのも、一つの迷信であるというのであります。私はこの説を信じまして、そのことを亀崎地方の人に説いてみたことがあります。すると政府の役人などを攻撃したときには誰もそれはそうだと賛成いたしますが、天皇のことになると、みな我国は他国とその国体を異にするとか、皇統連綿の天皇は神だとか申して、私の言うことに承知いたしません。それで私は、天皇もわれわれと同様に血の出る人間だということを示して迷信を破らなくてはならぬ、天皇を斃さなければならぬと決心いたしました。

問 その決心をしたのはいつ頃か。

答 一昨年十一月十日です。

問 どうして日まではっきりしているのか。

答 その日天皇が関西に行幸になり、東海道大府駅を御通過になりましたので、私もその駅に出て亀崎の人々に私の抱いている考えを説いてきかせたのですが、少しも効果がありません。これに反して、警官などが御通行について注意をあたえているのをみると、みな従順です。そこで私は只今申上げたような決心をいたしました。

ここでは判決通りの内容が供述されており、「大逆」実行の決心をしたこと、その端緒となった大府駅での体験が語られている。一方で、森近にその決意を書いて送った手紙のことが語られるのは、さらに後のことである。

あくる日の明治43年6月5日の第2回予審調書には、その後に会うことになる幸徳や管野、忠雄、古河について、宮下は以下のように言及している。

問 すると四十一年十一月十日に元首を斃すという決心をしたの

は、幸徳に会う前であったのか。

答 さようです。幸徳に会わぬ前にその決心をいたしましたから、四十二年の初対面のときに幸徳に私の決心を申したわけです。

問 四十二年の四、五月頃、管野に明智光秀の言葉を書き添えた書面を送り、同七、八月頃紀州における新村に書面をやったというが、それに相違ないか。

答 相違ありません。亀崎にいるとき管野にその手紙を出し、それから明科にゆくととき平民社に寄って管野に会い、管野から新村と古河を紹介されましたので、明科に行ってから新村に手紙を出しましたので、六月下旬か七月はじめになります。八月ということはありません。

ここで宮下がはっきりと述べているように、宮下が「大逆」を考えたのは幸徳に会う以前であり、その着想は幸徳らの思想と別起源に発するものである。では、宮下はどのようにして幸徳らの東京グループに接近することになったのか。そこをつなぐことになるのが森近である。

(2) 宮下の「大逆」の着想は森近を介して幸徳につながったこと

宮下から森近への手紙に関する最初の供述は、宮下ではなく、明治43年7月7日の森近の第5回予審調書に出てくる（以下、引用文中の傍点は著者による）。

問 其十一月十三日附にて宮下太吉より去る十日の日に東海道大府駅に出て無政府共産と云ふ小冊子を停車場附近の群衆に配布して伝道を試みたが効果が無つたと云ふ手紙が来たろうが如何、

答 成程左様の事を書た手紙を其当時宮下から受取りました。

問 同手紙の中に斯くの如く効果がなひ以上は爆裂弾を使用して迷信を破る為に 天皇を斃すと云ふ事を書いて寄越したろう。

答 私は其当時衣食住に追はれて居て手紙の内容は能く覚えて居

りませぬが其手紙を破つて捨てた様に記憶して居りますから何
れても過激の事は書てあつた様に思ひます。

問 其過激と云ふのは只今申聞けた様な主趣の事では無つたのか、

答 左様でしたろうが能くは記憶して居りませぬ。

（中略）

問 被告は宮下から左様な過激の事を云つて来た事を其当時幸徳
に咄したろうね如何、

答 へー幸徳には咄しましたです。

問 管野には如何、

答 咄しましたです。

問 幸徳に被告が其咄しをした時には幸徳は如何なる事を云つて
居たか、

答 教育の少ひ労働者は短気でそんな事をするものだ云ふ様な
事を申して居りました丈で、宮下の挙には賛成とも不賛成と
も云ひませぬでした。

ここでは、予審判事が宮下からの手紙について尋ね、森近が応答的に「過激の事は書てあつた」と認め、予審判事が言うような内容が書かれていただろうが「能くは記憶して居りませぬ」と答えている。ここで、よく記憶していないと言うのだが、森近はその後、以下のように、「能く考へて見ると」として判決通りの内容を認めることになる。これが明治43年7月26日の第7回予審調書である。

問 宮下は明治四十一年十一月十三日付を以て其方に手紙を寄越
したであらう、

答 左様です手紙を寄越しました。

問 其手紙には明治四十一年十一月十日大府駅にて至尊の通御を
拝観せる群衆に向ひ社会主義の伝道を為したるに何等の効果
なかりしを以て之を憤慨し爆裂弾を造つて至尊に危害を加へ

る決心を為したる旨認めありしにあらずや、

答 能く考へて見ると左様な事が書いてありました、夫れで私は宮下は豪い決心を持つて居る男じやと思ひました。

問 其方は右宮下の手紙を幸徳に示したか、

答 左様です其手紙を幸徳に示しました、私は豫て宮下の事を幸徳に話して居たのですが右手紙が来たから夫れを幸徳に示して、宮下は確りした人物にて斯様な決心をして居ると申したるに幸徳は大に喜びました。尤も私は幸徳に対し今 至尊に危害を加へると云ふ事は主義の為め不利益ではあるまいかと話したのです。

森近のこの予審調書の内容は、判決の＜第二段階＞にもほぼ同一の内容が要約されている。一方、幸徳自身は、そのときの宮下の手紙の内容を上記の森近の供述のようなかたちで示されて、それについて次のように述べたと、判決の＜第二段階＞において認定されている。

……旨記載しありしや否は記憶せず。然れども其旨を記載しありしならば被告（幸徳）は定めを喜びたるならん。

ここで幸徳もまた、記憶はしていないが、宮下の手紙にそのようなことが書いてあったのであれば、自分はそれを喜んだであろうというのである。いずれにしても、判決の認定においては、その＜第一段階＞でも＜第二段階＞でも、宮下の「大逆」の着想が幸徳や森近の思想とは独立に、宮下自らの体験から得たもので、これが明治41年11月13日付の宮下から森近への手紙を通して幸徳にも示されたと認められている。問題は、ここからこの宮下の「大逆」の着想が幸徳らの行動にどのようにつながっていくかである。

3) 幸徳らが明治42年9月上旬に大逆決行を決意したとされるに至った経緯

このように、明治41年11月13日付で「大逆」の着想を記した宮下の手紙

が、当時平民社に同居していた森近のもとに届けられ、その手紙を森近が幸徳にも見せた。そのことで、宮下の「大逆」の思いを幸徳も知ることになった。この「大逆」の話は幸徳がどのように受けとめ、それを行動にどう移したのか、あるいは移さなかったのかが問題となる。ここでは煩雑を避けるために、元となった「予審調書」「聴取書」の詳細な検討は措いて、判決がここでどのような事実を認定したのか、そこに不整合がないかという点に焦点を合わせて検討する。

- (1) 明治41年11月19日における幸徳と大石、森近の「謀議」で幸徳が「大逆罪を犯す意あるを説いた」とする判決の認定

判決が幸徳について「大逆」の意図を認めたのは、宮下の明治41年11月13日付手紙を幸徳に示したとされる上記の話のすぐ後のことである。新宮の大石誠之助が平民社の幸徳を訪ねた明治41年11月19日のことを判決は＜第一段階＞で次のように認定している。

是時に當り被告大石誠之助上京して被告傳次郎及び被告スガを診察し、傳次郎の余命永く保つへからざるを知る。傳次郎之を聞て心大に決する所あり。十一月十九日、誠之助の傳次郎を訪ふや、傳次郎は運平、誠之助に対し、赤旗事件連累者の出獄を待ち、決死の士数十人を募りて、富豪の財を奪ひ、貧民を賑し、諸官衙を焼燬し、當路の顯官を殺し、且宮城に逼りて、大逆罪を犯す意あることを説き、豫め決死の士を募らんことを託し、運平誠之助は之に同意したり。

判決はここで幸徳が「大逆罪を犯す意あることを説き」としている。しかし、この文脈上で見れば、それは主眼となる企図ではない。つまり、「決死の士数十人を募りて、富豪の財を奪ひ、貧民を賑し、諸官衙を焼燬し、當路の顯官を殺し」という暴動の一部として「且宮城に逼りて、大逆罪を犯す」という位置づけでしかない。そして、それより何より、幸徳がこれらの暴動を具体的かつ現実的な計画として提起したものと理解してよ

いかどうかに重大な疑問がある。

幸徳の予審調書を採り上げた判決の＜第二段階＞の認定でも、前半の暴動が中心であって、「大逆」の部分はせいぜい「余力あらは二重橋に迫り番兵を追拂ひ皇居に侵入して大逆を敢行せんと計画し」という程度であり、宮下の構想が天皇に危害を加えようとする「大逆」に軸を置いているのとは異なっている。いずれにせよ、ここでの幸徳の「計画」は何らの具体性もない。思いを共にする者どうしの気楽な座談であればともかく、これを具体的かつ現実的な計画として説くということであれば、その前後にそれだけの緊張感のある行為の流れがなくてはなるまい。この時期の幸徳にそのような気配は見出されないし、そこに同席して「同意した」という森近や大石にもそのような気配はない。

このことに関しては、判決自体が＜第二段階＞の認定で森近の予審調書を取り上げて、次のように認定している。ここで幸徳が言う暴力革命について、森近がおおよそ緊迫感をもっていなかったことがわかる。

被告（森近）は、時期の定まりたることにあらず、また容易に為し得べきことにあらずと思考したるを以て、只漠然と同意を表し置きたり。尤も其時決死の士を募る準備として急進的秘密傳道を為すことを謀議したることは相違なし。

森近によれば、時期が特定されているわけでもなく、容易にできることでもないで、「漠然と同意を表し」たという程度のものだったというのである。ここで森近が幸徳に具体的かつ現実的な意味で「大逆罪を犯す意」があったと感じていないことは明らかであろう。

こうして見れば、そもそも幸徳と宮下とでは「大逆」についての認識が大きく食い違っているし、そのことへの現実感にも大きな差がある。では、これ以降、幸徳と宮下とのあいだでどのようなやりとりがなされていくことになるのか。以下、その点を見ておく。

(2) 明治42年前半、宮下が幸徳とやりとりした3つの機会

幸徳が「大逆罪を犯す意」を表明したとして判決が認定した上記の明治41年11月19日以降、明治42年の前半にかけて、幸徳と宮下との接点は3回ある。

1回目は、明治42年2月13日に宮下が平民社の幸徳を訪ねたときである。実は、このとき二人は初対面である。2回目は、同年5月に宮下が爆裂弾の製法が分かったとして幸徳に通信したとき、そして3回目は、宮下が亀崎から信州の明科製材所に転勤すべく、同年6月6日に、途中で平民社の幸徳を訪ね、そこに泊まって幸徳らと話し合ったときである。その3回の機会にそれぞれ何が起こったのか、そのことを判決がどのように認定しているのかを見れば、前年の明治41年11月19日に幸徳が「大逆罪を犯す意」を持ち、それを周囲に説いたという判決の認定そのものが、この3回における両者の出会いの様子と整合しないことが明らかになる。

i 明治42年2月13日

まず、明治42年2月13日のことについて、判決は＜第一段階＞で次のように認定している。

同年二月十三日、被告太吉は上京して被告傳次郎を訪ひ豫定の逆謀を告ぐ。當時傳次郎は未だ深く太吉を識らざりしを以て、故らに不得要領の答を為し、その去るに及んで之をスガ及び忠雄に談り、太吉の決意を賞揚し、スガは聴て大にこれを喜び、忠雄は感奮して心に自ら其舉に加らんことを誓う。

宮下から見て、そのときの幸徳の様子は「不得要領」だった。じっさい、判決はその＜第二段階＞の認定で、宮下の予審調書の記録に基づいて、このとき幸徳は「今後は其様なる事も必要ならん」また「其様の事を為す人もあるならん」というような言い方をしたという。これを見るかぎり、幸徳がここで表向き「太吉の決意を賞揚し」たとしても、それはおよそ第三者的で、自らがこれを引き受けて共にやろうというような緊迫感のあるものではなかった。その点で菅野や忠雄の感激ぶりとは大きく異なる。前年

の11月19日に幸徳が「大逆罪を犯す意」を抱いたとすれば、ここでの幸徳の態度はあまりに不整合である。

ii 明治42年5月

宮下は、この頃まだ愛知県知多郡の亀崎町に居た。そこから、自らの調査によって爆裂弾の製法が分かったと幸徳に伝えてきた。そのときのことを、判決は＜第一段階＞において次のように認定している（なお＜第二段階＞で幸徳の予審調書から認定したところによれば、幸徳がこの通信を受け取ったのは「五月二十五日」だと特定されている）。

松原徳重なる者より爆裂弾は塩酸加里十匁鶏冠石五匁の割合を以て配合すへき旨を聞きたるに因り、爆裂薬の製法を知り得たるを以て主義の爲め斃るへき旨を傳次郎に通信す。時に被告スガは傳次郎と同棲し、其旨を承けて太吉に成功を喜ぶ旨返信し、且附記するに自己も同一の決心あることを以てしたり。

宮下の通信に対して、返信したのは管野であり、ここで「自己も同一の決心」とあるのは、管野のことである。じっさい、判決が＜第二段階＞で管野の予審調書から認定したところによれば、「被告（管野）は幸徳に代りて爆裂弾製造の成功を喜ぶ旨を記載し、尚ほ被告（管野）の名を以て主義の爲め共に斃るへき旨を書添へ返事を爲したり」としている。

また、宮下の予審調書から、判決はこのときの管野の返信を「自分は女なれども主義の爲め斃る位の決心は抱持し居るを以て、今後出京の際は面会したき旨の返書を寄越したり」というふうに認定している。

ここから見て、爆裂弾の製法が分かったとする宮下の知らせに、管野が気持ちを鼓舞されたことは確かだが、幸徳がどこまで心を動かされたかは不明である。判決の認定が言うように、もし幸徳がすでに前年の11月19日から「大逆罪を犯す意」を持っていたのだとすれば、宮下から爆裂弾の製法が分かったとの知らせが来たとき、当然のことながら、そのことに強い関心を示し、宮下の知ったという製法が如何なるものか、自分の知ってい

る製法と合致するのか（のちに見るように幸徳はこの製法を「幼少の時から、ときどき人からきいて知っていた」という）、あるいは製法が分かったとして宮下にその材料は調達できるのか、その手立てをどうするのかを考えないはずがない。ところが、幸徳は返信を管野に任せて、製法が分かったという「成功を喜ぶ」というにとどまっている。

iii 明治42年6月6日、7日

そして翌月の6月6日、爆裂弾の製法が分かったと伝えてきた日から数えて10日余り後、宮下が、信州明科の製材所に転居する際に幸徳のもとを訪れ一泊している。そこで幸徳や管野と話したことが、判決の＜第一段階＞では次のように認定されている。

六日七日の両日、太吉は傳次郎を訪ひ、傳次郎及びスガに対して逆謀の徑路を詳説し、傳次郎スガの兩人は忠雄及び力作は各勇敢の人物なることを説き、之を太吉に推薦したり。

ここで宮下との会談には幸徳と管野の両名が立ち会っている。そして、判決の＜第二段階＞では、幸徳の予審調書に基づいて「宮下は爆裂弾の製法判明せるを以て愈々大逆罪を敢行す可しと提唱し被告及管野は即座に同意を表し新村忠雄古河力作も亦其後同計画に加入したり」として、「即座に同意を表し」ということになっている。問題は、その「同意」の主語が幸徳と管野の両名となっている点である。管野については、前項で見た宮下への返信でも分かる通り、「主義の為め共に斃るべき」と思っているのであるから、「即座に同意」してもおかしくないが、幸徳はどうか。

判決がその＜第二段階＞で要約した管野の予審調書によれば、「幸徳は宮下と共に大逆罪の實行上に付謀議を遂げ」、そのうえで「幸徳及被告の兩名にて宮下に対し新村忠雄古河力作は何れも意思堅固にして共に事を為すに足る者なることを告げたり」となっている。ここで言うように、幸徳が宮下と「大逆罪の實行上に付謀議を遂げ」というのであれば、先にも指摘した通り、幸徳は宮下の知ったという爆裂弾の製法を確認し、幸徳自

身が知っていた製法と照合し、さらに薬剤や必要な機材の調達をどのようにするのかなどが話題にならないはずがない。何しろ、このとき宮下は幸徳宅に宿泊しているのであるからその余裕は十分にある。ところが、そのような具体的な内容のある「謀議」を行ったというような話は、幸徳からも、宮下からも、そして管野からも聴き取られていない。ここで言う「謀議」はほとんど名ばかりのものであると言わざるをえない。

(3) 明治42年9月上旬、幸徳が大逆決行を決意したとする判決の認定

以上の経緯をたどったうえで、判決はその＜第一段階＞で幸徳が大逆決行を決意するに至ったとして、次のような認定を行っている。

被告傳次郎は前に太吉の逆謀を聴て之に同意を表したりと雖も、太吉の企図は大逆罪を以て唯一の目的と為し他に商量する所なく、傳次郎か運平、誠之助、卯一太と協議したる計画とは大小疾徐の差なきに非ざるを以て願望の念なきに非さりしか、近日政府の迫害益甚しと為して之を憤慨し、先太吉の計画を遂行せしめんと欲する決意を為すに至れり。

ここで幸徳は「先太吉の計画を遂行せしめんと欲する決意を為すに至れり」と判決は認定している。もしその通りならば重大な決断である。ところが、その決断がいつ、どこで、どのようにしてなされたのかについては、この判決の＜第一段階＞のみならず、予審調書による判決の＜第二段階＞にも見当たらない。つまり、判決のこの部分の認定については、その根拠となるべきものが示されていないのである。また、じっさい、幸徳の予審調書を精査しても、この判決の認定を根拠づける幸徳の供述は存在しない。

そうだとすれば、判決のこの部分の文言は判決を書く段階で、その判決作成者が前後の脈絡から「作文」したことになる。これはいったいどういうことであろうか。

そもそも判決は幸徳がいつの時点で大逆決行を「決意」としているのか。あらためてこの部分の判決の流れを見れば、ここで言う幸徳の「決

意」の時期が「九月上旬」よりも前であることは、上記引用につづいて判決が次のように認定していることから明らかである。

是に於て同年九月上旬、忠雄が被告スガより壮快の事あり帰京すへしとの通信を得、帰京して傳次郎方に寓居するに及び、傳次郎スガ忠雄の三人、傳次郎宅に於て相議して、明治四十三年秋季を期し爆裂弾を用ひて大逆罪を執行せんことを定め、忠雄は其議を齎して、被告太吉を長野県東筑摩郡東川手村字潮に訪ふて之を告く。

「傳次郎スガ忠雄の三人、傳次郎宅に於て相議して、明治四十三年秋季を期し爆裂弾を用ひて大逆罪を執行せんことを定め」たのが「九月上旬」という点について、管野の予審調書によれば、判決は＜第二段階＞で次のように認定している。

同年七月中紀州の大石方に滞在せる新村忠雄に対し、壮快なる運動を為すに付帰京すへき旨の書面を發し、其頃被告は秘密發送事件に付入監し九月一日に出獄したり。出獄の後幸徳及忠雄と共に明治四十三年秋季を期し爆裂弾を以て大逆罪を敢行し暴力革命を起さんことを謀議し、同年十月上旬古河力作を平民社に招致し右謀議の顧末を告げて其同意を求めたり。

忠雄はこの年の3月末から新宮の大石誠之助方に寄寓しており、管野はそれを7月に東京に呼び戻すべく通信を發し、忠雄は8月下旬に東京に帰ってきていた。一方、管野は忠雄を呼び戻す通信を發した後の7月15日に別件で拘引され、9月1日に出獄して平民社に帰っている。その後、9月上旬に幸徳、忠雄の三人で謀議を行い、翌年の「明治四十三年秋季」に大逆罪を執行すべく決定したということになる。

先に引用した判決の＜第一階段＞の認定をその通りに読めば、幸徳は「先太吉の計画を遂行せしめんと欲する決意を為すに至」った後、この「九月上旬」の三人の謀議で「明治四十三年秋季を期し爆裂弾を用ひて大逆罪

を決行せんことを定め」ということになるはずだが、先に指摘したように、そもそもこの前段の幸徳の「決意」を証拠づける根拠がなんら示されていない。しかし、判決の＜第二段階＞で認定しているように、「9月上旬」の三人の謀議で幸徳が「愈々宮下と共に大逆罪を敢行せんことを決定」したというのであれば、暴力革命に軸足を置いていた幸徳のそれまでの思いをどこかで転換させておかなければならない。

その点、管野については、先に見たように、この年の5月段階で宮下の大逆の思いに同意して「主義の為め共に斃るべき」との返信を送るような状況であったし、忠雄もまた同様の状況にあって、後に見るように、それ以前から宮下と連絡を取り合っており、この年の7月から8月にかけて宮下の依頼を受けて爆裂弾製作のための薬剤を調達している。つまり、「9月上旬」の謀議を行ったとされる三人のうち、管野と忠雄はすでに宮下の大逆罪決行に向けて、その時点で決意を固めていたと言ってもいい状況だった。

そうして見れば、「明治四十三年秋季を期し爆裂弾を用ひて大逆罪を決行せんことを定め」ということになるためには、幸徳がそれまでの考えを変えて、たとえば前年の11月19日に大石や森近との座談の場で「決死の士数十人を募りて、富豪の財を奪ひ、貧民を賑し、諸官衙を焼燬し、當路の顯官を殺し」という暴動の一部として「且宮城に逼りて、大逆罪を犯す」、あるいは「余力あらは二重橋に迫り番兵を追拂ひ皇居に侵入して大逆を敢行せん」と語っていたという、その位置づけを変換させなければならない。先の引用で見た「(暴力革命はさておき)先太吉の計画を遂行せしめんと欲する決意を為すに至れり」という文言はその結果と見てよい。しかし、先に指摘したように、この判決の文言には予審調書上の裏づけがない。つまり、そこには判決作成者が事後の想定に基づいて逆行的に構成した可能性が高い。

じっさい、明治42年9月上旬の幸徳、管野、忠雄の謀議の結果、宮下と

共に大逆罪を敢行しようとしたとの認定は、その後の幸徳、管野、忠雄、宮下らの順行的な行為の流れと整合しない。以下、その点を検証する。

（2）爆裂弾の製法を調査し、材料等を準備した経緯

宮下の「大逆」の着想は、先に見たように、捜査段階の最初の自白においてすでに「機会があつたらば爆裂弾を以て御通行の際天皇をやつ付けよと決心致しました」というもので、その手段は当初から「爆裂弾」と決められていた。では、判決において、製作に向けての宮下の行動はその後どのように展開したのか。また、宮下の行動が幸徳らの動きとどのようにつながっていくのか。以下、その点を検討するために、大きく爆裂弾の製法の調査とその製作（材料・容器の調達と製作）と、爆裂弾の実験とそれ以降の準備行動という二つの過程に分けて、まず前者の過程から見ていく（なお、後者の過程についての検討は、紙面の都合上、次号で行うことになる）。

この前者のうちの爆裂弾の製法調査については、宮下がこれを独自に調べてその製造法を得たという話と、その製造法を知るべく忠雄を介して幸徳から奥宮に情報を聞いてもらい、それを伝えられたという話が混在している。そこで、まず以下の1）でこの二つの話を取り出して対比し、後者に無理があって、前後の脈絡と不整合な点が出てくることを確認し、そのうえで2）において、そのような無理筋の話がどのようにして引き出されたかを検討することにした。

1）宮下が爆裂弾の製法の情報を独自に調査して情報を得たという話と幸徳や奥宮を介して情報を得たという話が混在していること

爆裂弾の製法の調査については、判決の〈第一段階〉の該当部分を見れば、先にも見たように、宮下について、まず以下のような認定がなされている（これは、先の認定の構造での「第二～三期」に当たる）。

（明治42年5月）越えて五月中、被告太吉は愛知県知多郡亀崎町に在りて松原徳重なる者より、爆裂弾は塩酸加里十匁、鶏冠石五匁の割合をもって配合すべき旨を聞きたるにより、爆裂弾の製法を知り得たるをもって、主義のために斃るべき旨を傳次郎に通信す。

時に管野は傳次郎と同棲し、その旨を承けて太吉に成功を喜ぶ旨返信し、且つ附記するに自己も同一の決心あることを以てしたり。

ここで宮下は、明治42年5月の時点で、自身の調査によって爆裂弾の製法を知ったとして、そこで「主義のために斃るべき旨を傳次郎に通信す」と言う。この後者の「傳次郎に通信す」の部分はあとで検討することにして、まず宮下が爆裂弾の製法を知った経緯について検討する。

- (1) 宮下が明治42年5月段階で爆裂弾の製法についての情報を独自に入手したこと

宮下が「明治42年5月に百科事典や人から聞いて調べた」とする最初の供述があらわれるのは、宮下が逮捕された後の、明治43年5月29日付の長野地方裁判所検事局での申立内である。

爆裂弾の製造方を研究し当時私の手にありました国民百科辞典を調べて其本の内にある塩酸加里、鶏冠石綿火薬の部分を見ましたがまだ其れ丈けでは製法が分りませぬから幸ひ亀崎地方は花火の盛んな所で爆裂薬の拵へ方を知つて居る者が多いと思ひましたから当時亀崎工場に職工をして居りて能く花火を製造する徳重に事情を明かさないで爆裂薬の製法を聞きましたけれども仲々教へて呉れず漸く昨年四、五月頃に流星と爆裂薬の製造方法を教へて呉れました流星のことは必要がないから忘れましたが爆裂弾の薬は塩酸加里（一〇）に対して鶏冠石（五）の割合で出来ることを知りました現に百科辞典の塩酸加里の部分に10鶏冠石の部分に5私が入入れて置きました

さらにその後、宮下は検事局での明治43年6月14日付の「聴取書」で、爆裂弾の製法を調べた経緯をさらに詳細に供述している。

- 一、私が昨四十二年二月十三日頃、森近運平に今回の計画を話し、爆裂弾を以て天皇を殺すると云ふ企てを申出し、爆裂弾の製造法を研究するに適當なる書物はなからうか、又原書にても書て無からうかと聞きますと、森近は爆裂弾の製造法の記載ある書物は全然売つて居るものばからうと申し、特に書物を指名したり又製造法研究の手段も教へては呉れませぬでしぬ
- 一、私か 天皇弑〔逆〕の話をしたしました際に森近は反対もせぬ 又特に賛成もしませぬでしたが、自分は妻や子があるから思ひ切つた行動は取れぬが、熱心なる同主義者の古河力作と云ふ男は身体は小さいが中々度胸の善い男で、此間も桂総理大臣を刺さうとして短刀を携帯して行つたが短刀では旨く行かぬから爆裂弾の様なものが欲しいと云つて居たから、天皇を斃はすと云ふ様な企てをやるには古河力作が良からうと申しましたので、私は森近の言により初めて古河力作と云ふ大胆なる同主義者のある事を承知して、斯る男ならば共に今回の大事を為し遂げるに足るたらうから、愈実行する際には共同で実行しようと思ひました。そして其后菅野の紹介により、古河力作と共に今回の企画を実行する事に決定したのであります
- 一、其后国民百科辞典を見て爆裂弾は鶏冠石と塩酸加里とで出来ると云ふ事を知り四十二年四月初めに徳重に調合の分量を聞きましたが、徳重は鶏冠石五匁に塩酸加里十匁で善い、鶏冠石を多くすれば尚ひどく爆裂すると申し教へて呉れました、何ても徳重は七と三と云つたかも判りませぬ。私が七と三とを匁に直して教へて呉れと申したので、十匁と五匁と云ふて教

へて呉れたのかと思ひます

一、私か今回（作）りましたのは鶏冠石四分塩酸加里六分の割で作つて見たのでありますが、之は前述徳重の言に鶏冠石が多ければ爆発が強いと言つたことかありましたのと、百科辞典にも同様な記載があつたからであります。

一、爆薬二十匁許りを一つの鐘に詰めましたが、之は二十匁で人を斃ほし得ると承知してやつたのではなく、初めに手に隠れる丈のぶりき鐘を造つて見て之に一杯入れましたので、丁度二十匁許りになつたのであります。

一、ぶりき鐘を製造しましたのは、煙山専太郎の無政府主義と云ふ書物に、魯（ま）国では爆裂弾には亜鉛錐を主に用ゆると記載してありましたから、新田と相談の上、亜鉛よりは堅牢なるぶりき鐘を製造したのであります 尤も私が試験した際には亜鉛錐でやつて見たのであります

一、尚、鉄管で一個の鐘を造つて見ましたが、之は私の思ひ付きで、銅線で鐘の上を緊縛するの危険の虞あるを避けん為めと破壊力が更に強大なるを望んだからであります。

一、鐘の中へ小砂利二、三十個を入れましたのは、爆裂の際人に負傷を与へる力が強大になるであらうと思ひ、榴散弾の理論から考案したのであります。

一、鐘の上を原紙を貼りましたのは、以前から花火の玉を原紙で貼るのを承知して居たからであります。

一、爆薬製造法は前述の如く徳重に聞いて私か自身に考案したのでありまして、他に何人からも指図を受けたのではありませぬ

一、私自身で今回の企てを話したのは、幸徳、森近、新村忠雄、菅野、新田、清水太市郎丈で、其他には何人も告げませ

ぬ

ここで宮下は「国民百科事典より鶏冠石と塩酸加里が材料であること」「徳重より薬品の調合割合は3：7と聞いたが、鶏冠石が多いほうが威力が強くなるので4：6とすること」を情報として入手しており、「爆薬製造法は前述の如く徳重に聞いて私が自身に考案したのでありまして、他に何人からも指図を受けたのてはありませぬ」と明確に供述している。ここには幸徳らがまったく関与していない。

じっさい、判決の＜第一段階＞の認定によれば、宮下は幸徳と最初に出会った同年2月13日に「予定の逆謀を告」げたが、「当時傳次郎は未だ深く太吉を識らさりしを以て故らに不得要領の答を為し」たとなっていた。ただ、宮下の話を聞いた管野は「大いに之を喜び」、忠雄は「感奮して自らその拳に加らんことを誓ふ」。そうして同年5月に宮下が爆裂弾の製法が分かったことを伝えてきたとき、先に判決を引用した通り、管野が宮下に対して「成功を喜ぶ旨返信し」「自己も同一の決心あることを」伝えたという話につながっていく。

そのうえで判決は＜第一段階＞の認定で、宮下が上記引用の5月時点の情報に基づいて、同年7月以降、原材料である塩酸加里を入手し（＜第二段階＞の認定では7月5日に甲府の百瀬から購入、8月10日に当時新宮にいた忠雄より送付）、鶏冠石を調達し（7月31日に三河の内藤を介して購入）、さらに磨碎のための薬研の手配をするということになる（薬研については忠雄の助言により、同年9月上旬段階でその借り入れを検討している）。つまり、幸徳らからの指示も情報もなく、宮下は独自入手の情報をもってすでに爆裂弾の材料を調達し、その製造に向けて動き出していたことが、判決上でも認定されている。

- (2) 明治42年9月以降の段階で幸徳が爆裂弾の製法について「實驗ある人士の説」を聞くべく奥宮と接触し、その結果が宮下に伝えられたと判決で認定されていること

ところが、奇妙なことに、判決上、その後、幸徳らが「大逆決行」を決意したとされる9月上旬以降になって爆裂弾の製法の問題がふたたび取り上げられる。その結果、そこに犯行の流れとしていくつもの不整合が生じてくる。その点をまずは検討する。

- i 判決は幸徳が「大逆決行」を決意してのち爆裂弾の製法について「実験ある人士の説」を聞くというかたちで「大逆計画」に具体的に参加したかのように認定していること

判決の〈第一段階〉の認定によれば、明治42年5月段階に宮下が独自に「大逆」の着想を得て、独自に動きはじめ、そうして同年6月6日、7日の両日、宮下が幸徳方を訪れた際に、幸徳と管野に対して「逆謀の経路を詳説し」、幸徳はこれに「同意を表し」、忠雄と古河力作を宮下に「推薦した」ことになっている。そのうえで同年9月上旬には「傳次郎、管野、忠雄が傳次郎宅に於て相議して、明治四十三年秋季を期し爆裂弾を用ひて大逆罪を決行せんことを定め」、このことを忠雄が信州に帰省した折に宮下に伝えた。その際、爆裂弾の製法について「実験ある人士の説」を聞こうという話を持ち上がったというのである。その経緯が判決では以下のように認定されている。

（明治42年9月上旬） 傳次郎スガ忠雄の三人、傳次郎宅に於て相議して、明治四十三年秋季を期し爆裂弾を用ひて大逆罪を決行せんことを定め、忠雄は其議を齎らして被告太吉を長野縣東筑摩郡東川手村字潮に訪ふて之を告ぐ。兩人會談の際、太吉は忠雄に囑するに爆裂薬の製造に實驗ある人士の説を徴すべきことを以てし、又鶏冠石の磨碎に用うべき薬研は忠雄か他より借入れて其用に供すべきこと約し、忠雄は歸京の後太吉の希望を傳次郎に傳へ傳次郎は之を領す。

9月上旬に、幸徳、管野、忠雄が「大逆決行」を決意し、その決行の時期も明示的に「明治四十三年秋季」と特定したうえで、忠雄がこれを長野に帰

省の際に宮下に伝えたという（判決が＜第二段階＞で参照した宮下の予審調書によればこれが9月15日、忠雄の予審調書によれば9月28日となっている）。その際に宮下は「爆裂薬の製造に実験ある人士の説」を徴すべきだとして、これを忠雄に依頼し、この依頼を受けて幸徳が奥宮から爆裂弾の製法を聞き出すという話につながっていく。

判決は、こうして幸徳が自ら宮下の大逆行動に具体的に関わりはじめたかのように認定する。ところが、これを前後の脈絡と照らし合わせてみれば、そこにはいくつもの決定的な不整合がある。

- ii この9月以降の段階においてで「実験ある人士の説」を聞くという話は前後の脈絡と整合しないこと

まず、この9月の段階で爆裂弾製作について「実験ある人士の説を徴すへき」というが、いったい何を知りたいのかが問題である。爆裂弾の製造について宮下は、先に見た通り、この年の5月段階で「塩酸加里十匁、鶏冠石五匁の割合をもって配合すべき旨」を聞いており、さらに宮下は同年7月に爆裂薬の原材料として「塩酸加里」と「鶏冠石」をそれぞれ別のルートから買入れ済みであり、さらに8月には新宮に寄寓していた忠雄を通して「塩酸加里」を入手していた。加えて「鶏冠石の磨砕に用うへき薬研」についても、上記引用にもある通り、「忠雄か他より借入れて其用に供すへきこと約し」ていたと言う。つまり、この9月時点で宮下はすでに、幸徳の関知しないところで、爆裂弾の製作に必要な薬剤を入手していたし、薬剤を磨砕するための道具をも借入れの手はずを整えていたのである。こうした準備はすべて幸徳とは関わりのないところで宮下が独自に行っており、そこにはせいぜい幸徳と近い忠雄が関与している程度のことである。そのことは判決の上でも認められている。

そのうえ、判決の＜第一段階＞の認定によれば、幸徳は「実験ある人士の説」を聞きたいという宮下のこの依頼を忠雄を介して受ける前後において、奥宮健之から三度の来訪を受け、その三度目に爆裂弾の製作について

の情報を得ることになるのだが、その最初の来訪時には奥宮との話し合いで次のようなことがあったという。

(明治42年9月下旬、奥宮健之が) 傳次郎を訪ふ坐談の際、傳次郎は健之に對し、今若し日本に於て大逆を行ふ者あらは其結果如何と問ふや、健之は我國に於て此の如き拳を爲す者あらは人心を失ひ忽ち失敗せんのみと答へ、傳次郎は之を聴て遲疑の状あり。

判決認定では9月上旬のこととして「傳次郎スガ忠雄の三人、傳次郎宅に於て相議して、明治四十三年秋季を期し爆裂彈を用ひて大逆罪を執行せんことを定め」となっているのに、奥宮からいま大逆を行ったとすれば「人心を失ひ忽ち失敗せん」と聞いて、幸徳は「遲疑の状あり」、つまりどうしようかと逡巡する様子だったというのである。そうだとすれば、9月上旬での幸徳らの大逆決行の決意はいったい何だったのか。この時点で決行の時期まで決めていたというのに、第三者でしかない奥宮にちょっと言われた程度で「遲疑の状あり」とは、およそ考えられない。この不整合は、この9月上旬の決行決定そのものが、じつは本件事件後の取調べのなかで逆行的に組み込まれた可能性を強く示唆するものと言わなければならない。

iii 奥宮が伝えたという製法情報そのものが実際とは整合しないこと

そして、奥宮が10月に二度目来訪したときに、幸徳は爆裂彈の製法について尋ね、奥宮は知人に聞いてみるということで、十四五日後の三度目の来訪時に知人からの情報として奥宮からその結果を通知されたという。そのことを判決はその＜第一段階＞で次のように認定している。

(明治42年10月) 十月健之の再來訪したるに接し、傳次郎は問ふに爆裂藥の製法を以てす。健之は已に傳次郎の逆謀を推知したるに拘らず自ら、其製法を知らされとも知人に質して通知すへき旨を答へ、西内正基に質し、且其曾聞せし所を參酌して、塩酸加里六分金硫黃四分の割合を以て調製し、鋼鐵片を加へ金属製圓筒形の小罐に装填し、外部を鍍金にて捲くへき旨を、十數日の後傳次

郎に通知し、傳次郎は更に其自ら知る所の他の方法と参酌して、之を忠雄に授け、忠雄は之を太吉に通告したり。

ここで判決が認定したところによれば、幸徳からの依頼で奥宮は、知人の西内正基から情報を得て、幸徳に対して「塩酸加里六分金硫黄四分の割合を以て調製し銅鐵片を加へ金属製圓筒形の小罐に装填し外部を鍍金にて捲くへき旨」伝えたのだと言う。ところが、幸徳が奥宮からの情報を忠雄を通して宮下に伝えたのは、「塩酸加里六分鶏冠石四分の割合に小豆大の礫約二十顆を混して一罐に装填」するというもので、その薬剤の一つが「塩酸加里六分」であるのは同じだが、これに加えてあとの四分は奥宮情報では「金硫黄」、幸徳情報では「鶏冠石」を混ぜるとなっている。金硫黄と鶏冠石はまったく異なるもので、二つの情報は明らかに食い違っている。これでは奥宮の伝えた製法情報は何らの意味もない。どうしてこんなことになったのか。

そもそも、これが奥宮の記憶違いでないことは、判決がその＜第二段階＞において証拠として引用した奥宮の予審調書から明らかである。そこには次のようにある。

押第一号の二五九は被告の手帖にて、塩酸加里六分金硫黄四分銅鉄片加入電粉とあるは西内より聞取りたる時書留め置たるものなり。

つまり、「塩酸加里六分金硫黄四分」はそのとき奥宮が書きつけた手帖（押収済み）のメモによるというのである。そうだとすると記憶間違いの余地はないし、奥宮自身も実際にその通りだったと繰り返し述べている。じつは、爆裂弾の製法に関して「金硫黄」を用いるとの情報をもたらしたのは奥宮だけで、ほかには誰もいない。

この点について、判決はその＜第二段階＞において、幸徳の予審調書をもとに「奥宮は金硫黄と申したるや否記憶せざるも」、幸徳自身は「金硫黄と鶏冠石とは同一物だと思ひ居たり」などと認定している。この予審調

書については後に検討することになるが、ここでの食い違いは予審判事の追及に対して、幸徳が言い訳的に弁明したものとししか理解できない。いずれにしても奥宮が「金硫黄」を使うと幸徳に教えた事実は揺らがないし、奥宮がもたらしたその情報が本件犯行から完全に浮いていることは明らかである。そうして見れば、この奥宮の情報は、事件発覚後の取調べ過程で、幸徳や奥宮が本件に関わってきたかのように見せるべく、逆行的に組み込まれたものではなかったかという疑いが浮かび上がってくる。

なお、薬剤を詰める罐について奥宮が語った情報も、供述の経過を追って微妙に変化している。最初は宮下が実際に使った罐の大きさとずいぶん違っているのだが、後になってそこに徐々に近づいていることがうかがわれる。奥宮がこの点について語った供述を簡単に追えば次のようになっている。

明治43年6月28日第1回予審調書 加波山事件の関係者から聞いたとして「小さい茶筒くらい」と供述している。

同年6月30日第2回予審調書 長さ二寸余、円径二寸位

同年10月27日第10回予審調書 長さ二、三寸、円径一、二寸

宮下が注文して作成させ逮捕時に押収された罐が、実測で「長約一寸八分」「径約1寸」だったことから見れば、奥宮が最初「小さい茶筒くらい」と言っていたものでは少々大きすぎる。次いで長さ（高さ）はともかく、6月30日段階で円径が「二寸位」としている点も、押収された罐に比べて二倍もの大きさであるから、およそイメージが異なる。そうして見れば、奥宮が4カ月後の最後の予審調書で円径を「一、二寸」としたのは苦肉の策であろうことが見えてくる。一寸と二寸ではまったく異なるわけで、おそらく予審判事の側での配慮があって、実物との整合化が図られたものと見られる。そうだとすれば、この点でも奥宮の情報は本件の実際からはかけ離れていると見るほかない。

iv 奥宮情報を聞き出して幸徳が「自ら知る所の他の方法」と斟酌して忠雄に伝え

たとの話が幸徳自身のその間の行動と整合しないこと

このように奥宮の情報は、実質的に宮下の爆裂弾の製造に役立つものであったと思えない。判決の認定によれば、奥宮の情報を聞いたうえで「傳次郎は更に其自ら知る所の他の方法と参酌して、之を忠雄に授け、忠雄は之を太吉に通告したり」となっていて、何とか両者を整合化しようとする意図が感じられるが、そのうえでそこにも問題がある。つまり、この認定によれば、奥宮から情報を得る以前から幸徳には爆裂弾製造について「其自ら知る所の他の方法」があったとされる。その点、判決の＜第二段階＞の認定によれば、幸徳は予審調書において「鶏冠石と塩酸加里の割合は幼少の時より聞居りたる」と言う。だからこそ奥宮から「金硫黄」を使うかのような情報を得ても、それに左右されずに「鶏冠石と塩酸加里」を使うことを、忠雄を介して宮下に伝えたという話になったのである。そして、おかしいことに、これはまさに宮下が明治42年5月段階にすでに自ら得ていた製法情報と同じである。

この判決の認定通りだったとすれば、この5月に宮下から爆裂弾の製法が分かったとの知らせを受けて以降、9月上旬に幸徳らが大逆決行を決意して謀議をめぐらし、同年10月に奥宮から爆裂弾の製法情報を聞いたとされる時点まで、どうして幸徳は自らの知るところのその製法情報を宮下に伝えなかったのか。

あらためて明治42年5月についての判決＜第一段階＞のその部分の認定を見れば、宮下が「爆裂弾の製法を知り得たるをもって、主義のために斃るべき旨を傳次郎に通信す。時に管野は傳次郎と同棲し、その旨を承けて太吉に成功を喜ぶ旨返信し、且つ附記するに自己も同一の決心あることを以てしたり」となっている。これは奥宮から爆裂弾の製法情報を聞いたとされる時点から5カ月前のことである。そして、その後、6月6日、7日に宮下からあらためて「逆謀の経路を詳説」するのを聞き、9月上旬には幸徳らが時期を特定して大逆決行を決意し、忠雄を介してそのことを宮下

に伝えたことになるのだが、この間、幸徳は爆裂弾の製法について自ら知りたる情報を何も発信していない。

もし幸徳が、ここで言うとおりに爆裂弾の製法を「幼少の時より聞居りたる」のならば、宮下が爆裂弾を製作しようとしていると知った同年5月前後の段階で、幸徳はどうしてその自らの知っている製法情報を宮下に伝えなかったのか。また6月6日、7日に宮下から計画の詳細を聞き、あるいは9月上旬に、決行の時期まで特定して大逆を決意したというのであれば、どうしてその時点で宮下に対して爆裂弾の製法をあらためて確認し、あるいはその時点での準備状況を知らうとしなかったのか。また、大逆決行を決意して、忠雄を通してそれを宮下に伝え、9月下旬に忠雄を通して宮下から「実験ある人士の説」を聞きたいとの依頼を受けたのだとすれば、どうしてその時点で「幼少の時より聞居りたる」情報を披瀝しなかったのか。

こうして見ると、「明治42年9月下旬に忠雄を介して幸徳が宮下の依頼を受け、奥宮から爆裂弾の製法情報を得て、同年10月下旬にこれを忠雄から宮下に伝えた」という話の流れそのものが、前後の脈絡から完全に浮いていることに気づく。むしろ予審の取調べ過程において、幸徳や奥宮がこの大逆事件に関与しているに違いないとの事後の判断が予審判事たちのあいだにあらかじめあって、そこから幸徳や奥宮を巻き込んだこの話が逆行的に構成された可能性が見えてくる。以下、その可能性をあらためて検討しなければならない。

2) 幸徳が奥宮から爆裂弾製造の情報を聞き出し、これを宮下に伝えたという

話はどのようにして出来上がっていったのか—その供述形成過程の分析

宮下が爆裂弾を実際に製作して明科付近の山中で実験し、これに成功したとされるのは明治42年11月3日のことである。「幸徳が忠雄を介して宮下の依頼を受け、奥宮から爆裂弾の製法情報を得て、これを忠雄を通して

宮下に伝えた」のが判決によれば同年10月下旬のことであるから、まさにこの実験の直前である。その点、時期的にも不自然である。ではこの不自然で前後と不整合な犯行筋書がどのようにして出てきたのか。その点を確認すべく、以下、その判決の根拠となった予審での取調べ過程を順に追って検討する。検討の対象となるのは、この話に関わってくる宮下、忠雄、幸徳、奥宮の予審調書である。

この四人の供述経過を見れば、明治43年6月25日の宮下の第14回予審調書（これを以下①と記す）までは、宮下単独で準備が進められたことになっているが、同じ日の忠雄の予審調書（②）に幸徳と奥宮を介したこの筋書が最初に出てくる。そして、この筋書は同年7月9日の宮下の第19回予審調書（⑩）にかけて大きく膨らんでいく。以下、この①から⑩までの供述経過を追ってみる。

- (1) 最初に忠雄の予審調書において、幸徳から奥宮の話聞いて「爆裂弾の薬品の割合を宮下に知らせた」という話が出る

① 明治43年6月25日（宮下第14回予審調書）

宮下は、先の明治43年6月14日付の聴取書で見たように、明治42年5月段階に「国民百科事典より鶏冠石と塩酸加里が材料であること」「松原より薬品の調合割合は3：7と聞いたが、鶏冠石が多いほうが威力が強くなるので4：6とすること」を情報として入手していたと述べている。そのうえで、判決によれば、宮下は同年7月、8月には塩酸加里を入手し、鶏冠石も入手して、9月段階で忠雄を介して薬研の手配もしていることになっていた。そして、以下に見るように、同年6月25日の第14回予審調書によれば、さらに明治42年10月中旬に薬品調合のための秤を買ったという。

問 被告の申立によると、塩酸加里と鶏冠石を調合するとき、秤を用いたと言っているが、その秤はどこから手に入れたか。

答 昨年十月中旬頃、明科の何とかいう酒屋で度量衡も売っている店から、最下は一匁から最上五百匁までかかる皿付の秤を

一円二十銭か一円二十五銭で買いました。その秤で四分六の割で調合したのです。その四分六の割にするについて、鶏冠石何匁、塩酸加里何匁ということは、はっきり記憶しておりません。

宮下はここで予審判事から爆裂弾製作のために「塩酸加里と鶏冠石を調合する……その秤はどこから手に入れたか」と問われて、明科の酒屋で「昨年（明治42年）十月中旬頃」に買ったとしている。判決の認定によれば、忠雄が宮下に奥宮情報を伝えたというのがその年の「十月下旬」であるから、材料の調合のための秤を手に入れたのはそれよりも前だということになるのだが、その点を措くとして、ここで注目しておきたいのは、この6月25日の宮下の供述時点では、奥宮から製法情報を得るという話がまだ出ておらず、そのことがまったく念頭に置かれていないことである。

② 明治43年6月25日（忠雄第7回予審調書）

ところが、この同じ6月25日に取られた忠雄の第7回予審調書では、以下に見るように、「昨年秋」（つまり明治42年秋）に「爆裂弾の薬品の割合を宮下に知らせた」、その情報は「幸徳からききました」と語られたことになっている。

問 其方は爆裂弾の薬品の割合を宮下に知らせてやったか。

答 さようです。昨年秋頃宮下に四と三の割合だと知らせました。

問 誰からそれをきいたのか。

答 幸徳からききました。

ここでの供述は、忠雄がもっぱら自分の方から語ったのではなく、予審判事の方から忠雄に向けて「其方は爆裂弾の薬品の割合を宮下に知らせてやったか」と問うて、忠雄がこれを認め、「幸徳からききました」となっている。このことに注目する必要がある。

これまで繰り返し見てきたように、宮下の供述では明治42年5月に独自にその情報を得ていたと述べ、その材料である塩酸加里と鶏冠石を7月、

8月時点ですでに入手していて、その一部は忠雄自身が手伝ったという話が判決においても認定されていた。ところが、ここでの忠雄の供述は、この明治42年秋の時点で、まるでその配合の割合がまだ不明であったかのように、その配合が「四と三」だと宮下に知らせたという。しかも、この薬品の割合が「四と三」となっている点で、それまで言われていた「四分六分」とは食い違う。どうしてこのようになったかは不明である。

そして、ここでは「幸徳」の名を上げているだけで、「奥宮」の名はまだ出ていない。しかし、その2日後、忠雄は第8回予審調書で、第7回予審調書の供述を確認されたうえで、爆裂弾製法について「奥宮」の名を上げ、奥宮から幸徳が情報を得て、これを宮下に伝えたと言語ことになる。

③ 明治43年6月27日（忠雄第8回予審調書）

「奥宮」の名が出てくるのは、この予審調書が最初である。しかも、その名は、以下に見るように、予審判事の方から出ている。

問 其方は宮下に、爆薬調合のことを幸徳からきいて知らせたに相違ないか。

答 相違ありません。

問 幸徳はそれを奥宮からきいたのではないか。

答 昨年九月私が信州へ帰って宮下に会ったとき、爆裂弾の製法についてまだよくわからぬと宮下が申しましたから、それでは私が東京に出て調べてくると言って別れたのです。

問 それからどうしたか。

答 私が東京に来て幸徳と管野に、宮下は爆裂弾の製造に苦心しているが、実験家からくわしくききたいと言っていると申しました。すると幸徳は、奥宮は爆裂弾について経験があるからきいてやると申しました。その後十月二十日過ぎ、奥宮が管野の病気見舞いに平民社にきたとき、幸徳は同人を四畳半の部屋につれてゆき、その製法などをきいたのです。そして

奥宮が帰ってから私を六畳の部屋に呼んでそれを話してくれました。

問 そのとき幸徳からきいた製法はどんなことか。

答 薬品は鶏冠石四、塩酸加里六の割合である。あるいは五と五でもよいとききましたから、これを宮下に知らせ、経験家の話であるから大丈夫だと言ってやりました。

問 幸徳は奥宮に今回の計画をくわしく話したのか。

答 それはよくわかりません。

問 宮下に奥宮からきいたと言ってやったのか。

答 それは申してやりません。しかし本年二月私が信州に帰って宮下に会ったとき、加波山事件に関係した奥宮という人に会ったと話しましたから、宮下はその人からきいたものと推察したかも知れません。

ここで忠雄は予審判事から「幸徳はそれを奥宮からきいたのではないか」と問われて、それに応じるかたちで「昨年九月に私が信州へ帰って宮下に会ったとき、爆裂弾の製法についてまだよくわからぬと宮下が申しました」ので、幸徳が奥宮に製法を聞くということになったとの話になってくる。このようにしてはじめて「奥宮」の名が出てくるのである。

(2) 奥宮が拘引された後、幸徳の予審調書と奥宮の予審調書がたがいに絡み合いながら、筋書が膨らんでいく

上記の忠雄が予審調書を取られた6月27日に、奥宮を大逆の疑いで予審にかけることが決定され、翌28日に奥宮は身柄を拘引された。忠雄の予審調書を見るかぎり、予審判事の方で奥宮が本件に絡んでいるのではないかとこの想定があって、それを忠雄に向けて質したことによって、忠雄からこの供述が引き出され、奥宮が本件に引き込まれることになったという経緯が見えてくる。

④ 明治43年6月28日（幸徳第4回予審調書）

忠雄の上記の供述が引き出され、「奥宮」の名が上がったその翌日、奥宮は身柄を拘引され、その日の第4回予審調書で幸徳は、奥宮が前年10月に自分のところに訪ねてきた時のことを聞かれて、次のように答えている。

問 昨年十月中管野が病気で寝ていたとき、奥宮は其方宅に見舞いにきたか。

答 さようなこともあったと思います。

問 そのとき其方は、四畳半の部屋で奥宮と会ったのか。

答 さようです。

問 そのとき奥宮から爆裂弾の製法をきいたか。

答 ききましたが、はっきりした答はなかったと思います。もっともその頃、ときどき奥宮と雑談の間に爆裂弾の話もしたように思います。

問 奥宮は爆裂弾の鐘の長さについて話してくれたか。

答 拇指と人差指をひらいて、この位であろうと申したように思います。何でも長さ一寸五分か二寸位なものであったようです。

問 鐘の直径は。

答 きいたかどうか、よく覚えておりません。

問 鶏冠石と塩酸加里の分量もきいたか。

答 覚えておりません。しかし私は、その分量は以前から知っておりました。

問 どうして知っていたのか。

答 幼少の時から、ときどき人からきいて知っていたのです。

問 新村忠雄は其方から鶏冠石四、塩酸加里六、あるいは五と五の割合でもよいということをきいたと申しているが、どうか。

答 記憶がありません。

問 其方は、奥宮からきいて爆裂弾の製造法を忠雄に話したので

はないか。

答 私はそのようなことはかねて知っていましたから、奥宮からきいたことと総合して忠雄に話したかも知れません。

問 忠雄は其方の話をきいて、それを宮下に報告したのか。

答 そうだろうと思います。

問 奥宮にそのことをきいたのは、管野や新村から依頼されたのか。

答 さようです。

問 奥宮は爆裂弾の製造について経験があるのか。

答 同人は名古屋事件などに関係していましたから、経験があるだろうと思っていましたが、案外知識がないようでした。

問 其方は暴力革命が必要だということを、奥宮に話したことがあるか。

答 私は将来において暴力革命が必要だということは、ときどき人に話しておりましたから、奥宮にもそのようなことを話したであろうと思います。しかしいつ、どこでという具体的なことではなかったと思います。

問 其方自身が暴力の革命をやると話したことはないか。

答 そのように明白に申したことはないと思います。

問 明白ではなくとも、その意味のことは話したであろう。

答 暴力の革命が必要であるから、その準備をしておかねばならぬと考えていましたから、その程度のことは話したかも知れません。

問 奥宮に、その程度のことは話したのか。

答 奥宮にも話したと思います。

問 その暴力革命の準備として、奥宮に爆裂弾の製法をきいたのか。

答 さようなわけではありません。

この予審調書の記録から分かるように、予審判事はここで幸徳と奥宮が何をどのように話し合ったのかに重大な関心を寄せている。しかし、幸徳の記憶は曖昧で、しかも爆裂弾の製法について、幸徳は「鶏冠石と塩酸加里の分量」を「以前から知っておりました」し、それを奥宮から聞いたのかという質問に対しては、「かねて知っていましたから、奥宮からきいたことと総合して忠雄に話したかも知れません」と答えている。こうして幸徳は、爆裂弾の製法を忠雄から聞かれ、それを奥宮に聞き、そこで聞いたことに自分が知っていることを総合して忠雄に伝え、忠雄が宮下に「伝えたのであろう」ということを、予審判事の質問に導かれて、曖昧なかたちで認めたことになる。

さらに爆裂弾の製法を聞いた目的について、予審判事は「その暴力革命の準備として」なのかと質しているが、幸徳は「さようなわけではありません」と答えており、そこには宮下らの大逆決行に関わるものであることを示唆するような供述もない。

⑤ 明治43年6月28日（奥宮第1回予審調書）

上記の幸徳の第4回予審調書と同日の明治43年6月28日、奥宮に対する最初の予審判事の調べがあつて、その予審調書には次のような記載が残されている。

問 被告は爆裂弾の製造方法を幸徳に尋ねられた事はあるはせぬか。

答 私は爆裂弾の製造は知らないのですから左様な話を受けし記憶はありません。幸徳は過激な説を口にして居たのは事実ですが私は只労働者の位置を高かめて一方資本家に富が偏するのを中和せむとするの持論で此点に於ては大に幸徳と説を異にするのであります。

問 幸徳は昨年十月下旬被告が来訪の折被告より爆裂弾製造の話

を聴いたと云ふ事だが如何。

答 昨年の何月かは忘れましたが秋の事で管野がヒステリーで寝て居り未だ入院せぬ頃でした。私が幸徳方へ行った節同人所有の東陞民権史に加波山事件の記事があり又管野は田岡嶺雲著明治叛臣伝を読み度ひと云ふので私が前に其本を貸しましたが其本にも加波山事件のことなどが出て居る処から其話が出て幸徳は外国で爆裂弾を用ゆると云ひ又加波山事件にも爆裂弾を用いたと云ふ事だがどんな物であったかと聞きましたから私は加波山のほうには関係せず名古屋事件では爆裂弾は用ひず夫故もちろん其製法は知りませぬが名古屋事件で出獄してから加波山事件の方の人から聞くに加波山では小さい茶鐘位の爆裂弾を具足櫃に入れて山へ持て行き是れを用いた又同事件で小川町の質屋を襲ふた時にも同様の爆裂弾を用いたと云ふ事だ又其の鐘は鉄葉製で針金で結いたものであったそうだと話した事がありました。

問 整合剤は。

答 塩酸加里に何乎合はせたと云ふ事を聞いて居ると幸徳に言ひました。

問 其割合は。

答 割合迄は知りませぬから話しませぬ。

問 塩酸加里に鶏冠石だと話したのではなきか。

答 鶏冠石と云ふ事は知りませぬでした。塩酸加里に硫黄だとか云ふ事でした。或は塩酸加里に金硫黄だと云ったかも知れませぬ。そして旧式の物で充分の効力は無かったと聞及むで居た通り話しました。

問 鉄葉鐘を針金で捲くと云ふは何う云ふ訳なのか。

答 夫れは針金で上を捲けば爆裂の効力が宜敷と云ふ話でした。

問 幸徳は爆裂弾を何に使用するものと思ひしか。

答 幸徳が爆裂弾を用ゆると云ふ話などは毫もありませぬ。私は左様な考は少もありませぬ。只加波山事件の話から爆裂弾の話が出たのでありました。

奥宮は、最初、予審判事から「爆裂弾の製造方法を幸徳に尋ねられた事はあるはせぬか」と聞かれて、「私は爆裂弾の製造は知らないのですから左様な話を受けし記憶はありません」と答えていたが、そこで予審判事が、幸徳の話として「昨年十月下旬被告が来訪の折被告より爆裂弾製造の話を聞いた」という供述を突きつけたところ、一応爆裂弾の話が出たことは認めたが、それもただ座談的に話しただけで、割合については「知らない」と言い、ここで「塩酸加里に硫黄」だとか「塩酸加里に金硫黄」だなどという話が出ている。一方で、爆裂弾を何に使用するのかというような話はまったくなく、ただ「加波山事件の話から爆裂弾の話が出た」というに過ぎないと奥宮は述べている。

⑥ 明治43年6月30日（奥宮第2回予審調書）

奥宮に対しては、上記の第1回予審の2日後、明治43年6月30日に第2回予審が行われて、予審判事が繰り返し追及を重ねるなかで、おおよそ先の判決内容の供述が引き出されてくる。

問 幸徳は被告と爆裂弾製造の事に就き談話したのは一席の話ではなく数席に渡っての話なるが如く申立つるが如何。

答 私は只一寸何気なく爆裂弾の話をしたに過ぎぬので幸徳が左様な申立をするのは奇異を感じます。

問 被告は爆裂弾合剤の割合をも幸徳に告げたのでは無かりしか。

答 私は割合は知りませぬから話しませぬ。

問 然るに此被告の宅に在りし手帖に「塩酸加里六分、金硫黄四分、鉄片加入雷粉」と斯の通り認めあるは何う云ふ訳なるか。此時同号の「二五九」の最終のページを示す。

答 え、是れは加波山の方の人から聞いたことを書いて置いたのに過ぎませぬ。

問 而して此割合を幸徳に教へしか。

答 其事は告げませぬ。

問 余りに事実に反する弁解は却って不利益にならずやと思う。
宜敷事実の通りの申立をせられよ。

答 実は幸徳から爆裂弾合剤のことを尋ねられましたが私は実は左様な事は知らなかったのので人に聴て其の手帖に書て来たのでありました。此事を申立つれば西内は呼出され気の毒ですから之れを掩ふ為め只加波山事件の人から爆弾の話を聴て居たとのみ申立てたのであります。西内は平素私と懇意で始終同人を訪ねて居り誰から聴かれたとも何とも言はず漠然合剤のことを聴いた丈の事実ですから同人を勾留などせられぬ様に頼みます。

問 幸徳が被告に合剤のことを聴く以上は爆裂弾を造る事は明かであるが同人が是を何の目的に用ゆるのであるか其点を事実通り申立よ。

答 何の目的で何れの方面に用ゆるのであるか幸徳からは私に何等の話が無いのですから判りませぬ。

問 併し爆裂弾を以て強盜をするのでもあるまい、又魚鳥を獲るのでもあるまいから何乎暴力的の仕事に用ゆると云ふ事は当然推察が出来得可き事と思はるゝではないか。

答 勿論魚鳥を獲る為めなどで無いでせうが左りとて何の方面に用ゆるかに就ては一向に話が無かったのですから判らぬのです。支那の革命者が幸徳方へ出入りしますから或は左様な方面にでも使うのではないかと后日になって思ひましたが話を受けたときには別に意には介しませぬでした。

問 幸徳から爆裂弾製造方法を尋ねられ態々西内に就き之を聴き更に幸徳云ふ事実であるから何事に幸徳が用ゆるのか第一被告より進んで尋ねて見ねばならぬ事と思はる如何。

答 深く意に介しませぬでしたから何に用ゆるのかと尋ねは仕ませぬでした。実は斯う云う事でした。或日幸徳が一つ「モップ」を造らうと思ひ西洋のを研究して見たが良く判らぬ君は知り居るかと聴きましたから僕は知らぬが河野広躰は加波山の方であったから知ってるだらう、河野は幸徳も知ってる人故自身河野に就き聴て見給へと言った処幸徳は俺は巡査が尾行するから君が聞て呉れと云ふので私は河野を訪はんと思ひましたが西内は土佐の方で爆弾の経験ある事を思ひ出しましたから西内方へ聴きに往った訳でした。

問 「モップ」とは何う云う意味か。

答 「モップ」とは西洋で手に持って投げる爆弾と云ふ意味と存じます。幸徳は「モップ」云々と原語で私に聞いたのでした。（著者註：「モップ」は「ボンブ」の聞き違いと思われる）

問 西内は容器のことを如何に話せしか。

答 長さ二寸余、円径二寸位の形を指で示し、此位のものを聞いたが効力は薄かった。当時はもっと進歩して居ると云いました。

問 容器の材料に付西内は何と云ひしか。

答 鉄葉製で上を針金で捲いたとの事でした。併し鉄葉では破裂の恐れがあるから鉄製の方が宜敷と云ひました。

問 夫等の事は総て幸徳にも告げたか。

答 無論幸徳にも話しました。

この最初の部分で、奥宮は「何気なく爆裂弾の話をしただけ」であると弁明するのだが、予審判事は奥宮自身の手帖のメモなどを突きつけて「余

りに事実反する弁解は却って不利益にならずやと思う。宜敷事実の通りの申立をせられよ」と追及する。それに対して、奥宮は西内が呼び出されては気の毒なので、その話を伏せていたと答えて、西内から情報を得たことは認め、そのことについて予審判事は「幸徳が被告に合剤のことを聴く以上は爆裂弾を造る事は明かであるが同人が是を何の目的に用ゆるのであるか其点を事実通り申立よ」と追及を重ねている。予審判事はここから幸徳に大逆の意図があったということを聞き出そうとしたのであろうが、その話は出てこない。

⑦ 明治43年6月30日（幸徳第5回予審調書）

幸徳が「奥宮に依頼して製造方法を聞いた」と語るのは、上記の奥宮の予審調書に呼応して、同日の6月30日第5回予審調書においてである。以下の引用の冒頭に「ある人」とあるのは、奥宮が打ち明けた西内のことで、これに対して幸徳は「奥宮がそのように申しているのなら、やむをえませんかから事実を申し立てます」として、忠雄からの依頼を受け、10月に奥宮が訪れてきたときに爆裂弾の製法を誰かに聞いてもらうように頼んだと認めるのである。

問 奥宮健之は、其方から爆裂弾の製法をきかれたので、ある人に尋ねて報告したと申しているが、どうか。

答 奥宮がそのように申しているのなら、やむをえませんかから事実を申し立てます。私は自分が依頼して研究してもらったのですから、奥宮に迷惑をかけるのは心苦しく思いました。

問 それでは奥宮に依頼した顛末を申し立てよ。

答 昨年九月中旬と思いますが、奥宮が私宅にきましたとき、爆裂弾をつくって元首に危害を加えるものがあつたとしたら、どんな結果になるだろうかと研究的に奥宮の意見をききますと、同人は現今は以前と違いそのような過激なことをしてはいかんと、反対の意見を申しました。私はこれに対しては、

別に何とも言いませんでした。その後同年十月中にまた奥宮がまいりましたので、田舎で暴動を起すために爆裂弾をつくりたいと言っている者があるが、その製法を知っているなら教えてもらいたいと申しますと、同人は自分はその知識はないから誰かにきいてやろうと言って帰りました。それから十四、五日たって、多分管野の病氣見舞いにきたときと思いますが、そのとき製法を教えてくださいました。

問 昨年十月中奥宮に爆裂弾の製法を尋ねたのは、忠雄が信州から出京して其方にそれを依頼したからか。

答 さようです。

問 それでは奥宮には、信州の宮下が爆裂弾をつくろうとしていることを話したであろう。

答 奥宮は宮下を知っているわけではありませんから、宮下ということは申しません。ただ信州人が位に話したかも知れません。

問 暴動というのは暴力の革命のことか。

答 革命というような大きなことではありません。

問 奥宮にはただ暴動と言っただけか。それとも其方の計画を明らかに告げたのか。

答 暴動と言っただけです。

問 しかしその当時、すでに其方らの間では至尊に危害を加えるという計画をしていたのであるから、その事情を奥宮に打明けて爆裂弾の製法をきいたのである。

答 そういうことは全く話しませんでした。

問 奥宮は、昨年九月中すでに其方から、爆裂弾をつくって至尊に危害を加える者があつたらその結果はどうであろうかという質問をうけているのであるから、その後に爆裂弾の製法を

きけば、同人はすぐその使用目的を推察したであろうと思うが、どうか。

答 いや、そうではありません。元首に関する話をしたときは奥宮は反対したのです。その後十月中に、ただ暴動ということを行ったのです。なお申し立てますが、当時私共に対する政府の迫害が甚しく、それに対抗して何かやろうという考えは始終もっていたのですから、奥宮と会えばいろいろ主義上の話をしていたのです。元首云々の話をしたときには暴動とか爆裂弾とか申したのではないのですから、前の話とあとの話とは直接関係がないのです。

問 奥宮は爆裂弾の製法を河野広躰、西内正基からきいてきたのではないか。

答 それは私にはわかりませんが、当時何かの折に河野広躰のことをきいたように思います。

問 其方が暴動と言っているのは、政府を転覆するという意味か。

答 さような大きなことを意味するものではありません。しかし、奥宮がどのように感じたかは、私にはわかりません。

問 奥宮からきいた製法はどんなことか。

答 前回にも申したように、錐の長さはこの位と拇指と人差指で示しましたが、そしてブリキ罐よりも鉄のほうが破壊力がつよいと言っていました。薬品は塩酸加里と鶏冠石を用いると言いました。

問 金硫黄を用いるとは言わなかったか。

答 あるいは申したかも知れませんが、私は鶏冠石と金硫黄は同一のものと思っておりました。

問 薬品の割合は鶏冠石四、塩酸加里六、もしくは五と五と申したか。

答 それは奥宮からきいたのか、あるいは私がかねて知っていたのかははっきりしませんが、割合はその位のように思います。

問 奥宮は薬品のなかに鋼鉄片を入れるとは言わなかったか。

答 よく記憶しておりません。

幸徳がこのように奥宮に爆裂弾の製法を誰かに聞いてほしいと依頼したと認めたのに対して、予審判事は幸徳に対して「すでに其方らの間では至尊に危害を加えるという計画をしていたのであるから、その事情を奥宮に打明けて爆裂弾の製法をきいたのであろう」と問い質すが、幸徳はそのような大逆の計画については奥宮に伝えるようなことはなかったと答えている。ここで予審判事は大逆の計画があったことを前提にしているが、幸徳がこの前提を是認しているかどうかは不明である。

そして、奥宮から聞いた爆裂弾の製法として幸徳は「薬品は塩酸加里と鶏冠石を用いと言いました」と答え、これに対して予審判事が「金硫黄を用いとは言わなかったか」と質し、幸徳は「あるいは申したかも知れませんが、私は鶏冠石と金硫黄は同一のものと思っておりました」と答えている。鶏冠石と金硫黄はまったく異なる物質であるにもかかわらず、幸徳がこのように言い繕ったとして、予審調書上で奥宮の製法情報との整合化が図られている。いずれにしても、奥宮の製法情報は、後の宮下の製作したものにはまったく生かされていないわけで、本件の犯行筋書からは完全に浮いていると見る以外にない。

- (3) 宮下が予審調書で「奥宮」から爆裂弾の製法情報を聞いた話を認め、さらに「実際家の説をきかねば不安だ」という話を認めることになる

⑧ 明治43年7月1日（宮下第17回予審調書）

このような供述の流れをたどったうえで、宮下の第17回予審調書において、この点についての取調べが行われて、幸徳を介して奥宮から製作情報を得たとの話が出てくる。先に見たように、6月25日まで宮下はこの話に

はまったく触れておらず、奥宮の名も出ていなかった。

問 忠雄が爆薬の調合方法や鐘の製法を東京のある者に尋ねてくれたというのは、東京の何という人に尋ねてくれたのか。

答 渋谷とかに住んでいる奥宮健之という人に尋ねるのだと、忠雄は申ししておりました。

問 それでその結果を忠雄から通知してきたとき、その奥宮という人に聞いたと書いてあったか。

答 七三では弱く、五分五分では強すぎるから、四分六分の調合が一番よい。また鐘の大きさはこれこれの寸法と書いてきましたが、奥宮から聞いたとは書いてありませんでした。

問 奥宮はどうしてそんなことを知っているのか、そのわけを忠雄は話したか。

答 奥宮は加波山事件とかに加わっていた人だから、爆裂弾のことは知っていると言いました。

問 忠雄から鶏冠石のほか、塩酸加里と金硫黄とを混合すれば、鶏冠石がなくとも爆裂薬ができると言ってこなかったか。

答 金硫黄などのことは申しません。

予審判事はここで「忠雄が爆薬の調合方法や鐘の製法を東京のある者に尋ねてくれた」ことを前提に、宮下に対して「東京の何という人に尋ねてくれたのか」と質している。宮下にとってみれば、忠雄が爆裂弾の製法についてこの時点で誰かに聞いたという話そのものが、ここではじめて出てきたのであって、そこを予審判事に確認してしかるべきところ、予審調書で見るかぎり、宮下は予審判事に問い質すことなく、宮下は「奥宮健之という人」だと答えたことになっている。しかし、宮下は明治43年5月29日検事聴取書で犯行のすべてを詳細に語ったとき以来、宮下が「奥宮」の名を上げて語ったことは一度もないし、また宮下には奥宮との面識もない。そのうえ、それまでの宮下の供述によれば、その爆裂弾の製作は独自に入

手した情報に基づき、自らが主導してその材料となる薬剤を入手し、製作に必要な道具類も手配していたと語っていた。もちろん、その製作過程で誰かの助言を求めることはあったかもしれないが、少なくともここで新たに登場した奥宮情報には、自らの爆裂弾製作に役立つような話はまったく含まれていない。じっさい、鶏冠石と塩酸加里の「割合は四分六分」というのは宮下がずいぶん前から知っていたことであるし、奥宮の言う「金硫黄」は「申しておりません」と否定している。

⑨ 明治43年7月5日（忠雄第11回予審調書）

上記の宮下の予審調書から4日たって第11回予審調書で、忠雄は次のように述べている。

問 同年九月中奥宮が平民社にきたとき、幸徳は奥宮に今回の計画を話し、その意見をきいたのではないか。

答 昨年九月、私が信州に帰っていた当時、奥宮が平民社にきたそうですが、幸徳との間にどんな話があったかは存じません。

問 同十月中幸徳が奥宮に爆裂弾の製法をきいたとき、その後十四、五日たって奥宮からその返事があったのではないか。

答 そのようにきいております。そして幸徳から製法をきき、それを私から宮下に通知したのです。

問 奥宮の報告では金硫黄を用いるというのではなかったか。

答 それは存じません。私は幸徳から鶏冠石と塩酸加里とききました。

問 奥宮は鋼鉄片も入れると言わなかったか。

答 あるいはそのような話があったかも知れませんが、鉄片を入れるということは、その以前から私共は知っておりました。

ここでの忠雄の供述によれば、奥宮が幸徳を訪ねて話を交わしたのは、「九月中」と「十月中」、そしてその「十四、五日」後の3度で、その2度目に幸徳が奥宮に製法を教えるように依頼し、3度目にその製法情

報を伝えてくれたという。忠雄はこのことを予審判事の問うままに認めている。しかし、内容的には「金硫黄を用いる」ことについて「それは存じません」と答え、「鋼鉄片も入れる」という点については「そのような話があったかも知れませんが、鉄片を入れるということは、その以前から私共は知っておりました」と答えていて、忠雄においても奥宮の製法情報が実際の爆裂弾製作に意味を持ったという認識はない。

こうして見れば、幸徳を通して奥宮から爆裂弾の製法を聞いたという話は、宮下においても忠雄においても、犯行筋書上浮いてしまっている。

⑩ 明治43年7月9日（宮下第19回予審調書）

なお、宮下は第19回予審調書内で、以下のように供述している。

問 爆裂弾の製造について実際家の説をきかねば不安だというので、昨年十月下旬新村忠雄に依頼し、忠雄が東京で実際家からきいてその製法を被告に通知した事実は相違ないか。

答 それに違いありません。

問 その製法をどのように忠雄から申ししてきたか。

答 塩酸加里六分、鶏冠石四分がよいということ、罐は直径八分か一寸位とありました。

問 鋼鉄片を入れるということは書いてなかったか。

答 さようなことは書いてありません。

問 塩酸加里に金硫黄を混合するとは書いてなかったか。

答 金硫黄のことは書いてありませんでしたが、その後忠雄が信州へきたとき、鶏冠石の代りに金硫黄を用いてもよいという話をちょっと聞いたように思います。

ここでは予審判事から「爆裂弾の製造について実際家の説をきかねば不安だというので、昨年十月下旬新村忠雄に依頼し、忠雄が東京で実際家からきいてその製法を被告に通知した事実は相違ないか」と聞かれて、宮下は「それに違いありません」と答えている。宮下が「実際家の説をきかね

ば不安だ」ったという話がここではじめて出てくるのだが、どの点がどう不安なのかに触れてはいないし、その時点で宮下はすでに塩酸加里と鶏冠石という原材料は入手済みであった。そして、忠雄が宮下に書き送った情報は「塩酸加里六分、鶏冠石四分がよいということ、鐘は直径八分か一寸位とありました」ということであって、繰り返し確認したように、先に見た奥宮情報とは明らかに食い違う。

因みに、ここで触れられた鐘の大きさについては、最終的に奥宮が明治43年10月27日第10回予審調書で語ったところによれば、以下の通りである。

問 比手帖に塩酸加里六分金硫黄四分鋼鉄片加入雷粉と書ひてあるのか西内より聞ひて幸徳に知らして遣ったのか。

答 左様です。

問 雷粉とあるのは如何。

答 とうも判りませぬ。或は西内方て花火の話杯か出たから夫れて書ひたのかも知れませぬ。

問 鐘の大きさは如何。

答 夫れは西内からは聞きませぬてしたか加波山事件の時小さな茶筒の様なものを用ひたとの事てしたから長さ二三寸円径一二寸のものであらうと幸徳に話したと思ひます。又鐘は鉄葉製或は鉄製と言ふ事をも話しました。爾すると幸徳は之れなら己の方でも知って居ると云ひましたすから私は夫れて試験して見よと言ったのです。

鐘は「茶筒の様なもの」で、その円径は「一二寸」というのは、先にも指摘したように、それまで「二寸位」としていたが、それでは実寸より2倍ほどもあることになって不都合で、そこをあらためて「一二寸」と言い換えることになったと思われる。ちなみに、上記の宮下の第19回予審調書では忠雄から聞いた情報が「鐘は直径八分か一寸位」となっている。これは押収された鐘の実寸情報が逆行的に組み込まれたものと考えられる。

- (4) 幸徳を介して奥宮から爆裂弾の製法情報が宮下に伝えられたという筋書は逆行的に構成されたものでしかない

爆裂弾の製法については、そもそもの最初は、宮下が明治42年の5月に独自に調査し、その調査結果をもって自ら主導して、同年7月から8月にかけて爆裂弾の原材料として塩酸加里と鶏冠石を入手し、さらに同年10月に製造のための薬研や秤も調達しようとしてそこで忠雄にも相談していたことになっていた。ところが、上の(3)で見てきたように、その後の予審での取調べの過程で、9月下旬に幸徳、管野、忠雄が翌年の秋季に大逆を決行すると決意し、10月に忠雄が明科に来てこれを宮下に伝えた際、宮下は忠雄を介して幸徳にあらためて製法調査を依頼し、それによって奥宮から製法情報がもたらされて、その情報が忠雄を介して宮下に伝えられたという話が付け加わることになる。しかも、そのようにして付け加わった筋書のうえで、奥宮の伝えたとされる製法情報が宮下の実際の爆裂弾の製造と決定的に食い違うのである。このことは何を意味するのかをあらためて考えてみる。

i 判決の認定に見る宮下と忠雄との微妙な食い違い

問題は、この付け加わった話そのものが「爆弾製造に幸徳と奥宮が実質的に関わったはずだ」という事後の想定が犯行の流れに逆行的に組み込まれた結果ではなかったかという点にある。ここで大審院の判決を読み返してみる。

判決はその＜第一段階＞で、忠雄が帰郷して幸徳らの大逆決行を宮下に伝えた際、「太吉は忠雄に囑するに爆裂薬の製造に実験ある人士の説を徴すべき」としてその調査が依頼されたと認定している。しかし、実際に宮下からそのような依頼があったのか。それが問題である。そこで、判決の＜第二段階＞の認定を見れば、宮下と忠雄についてそれぞれそのニュアンスがやや異なることが見えてくる。

まず、宮下についての＜第二段階＞の認定では、「(明治42年)九月

二十八日新村忠雄は明科に來り、（中略）、其際忠雄に対し目下爆裂彈製造の研究中なる旨、及鶏冠石を粉末と為す為め藥研を買入るの必要あることを告げるに、忠雄は爆裂彈の製造に付ては實驗家の説を聞き通知す可し」と述べているのにとどまる。そこには宮下がそれを依頼したとの認定が欠けている。

じっさい、その時点の宮下からすれば、「實驗家の説」はどうしても聞かなければならない必須のものではない。というのも、この判決の＜第二段階＞の認定部分を見れば、行為の流れとして、この話になる以前のところで、宮下は塩酸加里と鶏冠石を入手し、藥研の入手についても、これを買入れるのではなく借り入れることになった経緯が要約されている。その流れで見ると、いまさら製造情報について積極的に「實驗家の説」を聞いてほしいと依頼しなければならない状況ではない。

それに判決の認定では、その「實驗家の説」を聞いた内容として、まず「爆薬を装填す可き鐘は鉄製にて長さ二寸直径一寸位を可とし」というところが取り上げられているのだが、奥宮情報は鐘の直径が大きすぎるためであろう、奥宮のその供述部分は判決文において調整されてきたことがうかがわれる。そして薬剤については奥宮情報で「金硫黄」とある点に実際とは食い違いがあるが、判決＜第二段階＞の宮下についての認定部分ではこれに触れていない。

一方、判決が＜第二段階＞で忠雄の予審調書を要約したところでは、「尚ほ宮下は目下爆裂彈製造の研究中なるも一臆實驗家の一説を聞度旨申し居たる」となっていて、宮下の方から言い出したことになっている。つまり、宮下には爆裂彈の製法になお疑問があり、不安があつて、それがために一応「實驗家の説」を聞いておきたいと考えたというふうにとめられている。

忠雄は爆裂彈を製造する立場ではなく、宮下の求めに応じて塩酸加里や藥研の調達を助けただけであるのに対して、宮下が実際の製造者であるこ

とを見れば、ここに「実験家の説」を聞きたいという話が入っても大きな違和感はないかもしれない。しかし、当時の宮下の爆裂弾製造に向けての準備状況から見て、この時点で「実験家の説」を聞きたいというのはやはり不自然と言うべきであろう。

ii 宮下、忠雄、幸徳、奥宮の供述の展開過程（①～⑩）を振り返ってみる

宮下からの依頼という行為の供述がどこからどのように出てきたかをあらためて確認してみよう。上記(3)で見た①～⑩を振り返ってみれば以下のような過程をたどったことが分かる。

- ① 6月25日宮下供述 宮下の依頼について言及はない。
- ② 6月25日忠雄供述 薬品の割合を「幸徳から聞いて、宮下に知らせた」のではないかと予審判事に聞かれて、これをと認める。
- ③ 6月27日忠雄供述 同じく予審判事から問われてこの情報を「幸徳は奥宮から聞いた」と認める。
- ④ 6月28日幸徳供述 予審判事から問われて爆裂弾の製法を「奥宮から聞いた」と認める。
- ⑤ 6月28日奥宮供述 爆裂弾の製法を「幸徳に聞かれた」ことを最初否認し、追及の結果これを認める。「塩酸加里と金硫黄」と話す。
- ⑥ 6月30日奥宮供述 押収された手帖に「塩酸加里六分、金硫黄四分、鉄片加入雷粉」とあるのを突きつけられて、幸徳から聞かれたことを認める。ただし、その目的は知らないと供述する。
- ⑦ 6月30日幸徳供述 奥宮が「幸徳が爆裂弾の製法を聞いてきたので、ある人に尋ねて報告した」と認めたことを突きつけられ、これを認める。
- ⑧ 7月1日宮下供述 爆薬の調合方法や鑓の製法を「忠雄が幸徳を介して奥宮から聞いてそれを伝えてきた」と認める。
- ⑨ 7月5日忠雄供述 奥宮は3回幸徳を訪ね、2回目の10月中に「幸徳が奥宮に聞き、その結果を3回目「一四、五日たって奥宮から返事が

あった」それを「忠雄が宮下に通知」と認める。

- ⑩ 7月9日宮下供述 予審判事から「爆裂弾の製造について實際家の説をきかねば不安だ」というので、昨年十月下旬、新村忠雄に依頼し、忠雄が東京で實際家からきいてその製法を被告に通知した事実は相違ないか」と追及されて、これを認める。

これは各被告の供述を要約したものであるが、ここで注目したいのは、この供述の中心部分がいずれも予審判事の追及（予審調書上予審判事の「問」として記載された部分）に対して各被告がそれを受け入れるかたちではじまっていることである。上記の要約ではこれを「認める」と表現している。つまり、予審判事が想定した行為の流れを「問い」、各被告がそれを「認める」かたちで供述が展開したことを見てとることができる。そして、その結果として、宮下は当初（つまり①のところまで）、独自に爆裂弾の製法を調べ、その情報を得て、その情報に基づいて塩酸加里と鶏冠石を調達し、調合のための秤を入手し、薬研の借入れを手配するという、完全に宮下主導で爆裂弾製造の準備を進めていたと供述していたところ、最後には（つまり⑩のところまで）、宮下が「爆裂弾の製造について實際家の説をきかねば不安だ」ということで、「忠雄に依頼し、忠雄が東京で實際家からきいてその製法を被告（宮下）に通知した」という話になった。判決が認定したのはこの最終段階の供述なのである。

- iii 逆行的構成によって、宮下の行為の流れに幸徳と奥宮の具体的な関与がはめこまれたこと

考えてみれば、宮下から爆裂弾の製法について「実験家の説」の問い合わせてほしいと依頼されたとの話が出てきたことではじめて、筋書上そこに幸徳と奥宮が関与が持ち込まれることになったわけで、判決の認定上この話の流れが重要な意味を持つ。しかし、そこには上に見てきたように、はっきり逆行的構成の跡が残っている。宮下は身柄を取られて自白をはじめた検事の聴取書の段階ですでに「爆薬製造法は前述の如く徳重に聞いて

私か自身に考案したのでありまして、他に何人からも指図を受けたのではありませぬ」と述べていた。つまり、本件の中心となる爆裂弾の製造は宮下主導のもと、せいぜいそこに忠雄と菅野が側面的に関与していたにとどまることを宮下自身が自白していた。そこに後から幸徳と奥宮の関与が差し込まれたのである。この事実が、宮下、忠雄、幸徳、奥宮の上記①～⑩の供述過程の分析からはっきりと見えてくる。

このようにして宮下の主導した行為の流れに、幸徳と奥宮の関与が逆行的に組み込まれたのだとすれば、同時に判決＜第一段階＞の認定においてその筋書上の大前提としてあった

「〔明治42年9月上旬〕傳次郎スガ忠雄の三人、傳次郎宅に於て相議して、明治四十三年秋季を期し爆裂弾をひて大逆罪を執行せんことを定め、忠雄は其議を齎らして被告太吉を長野縣東筑摩郡東川手村字潮に訪ふて之を告く」

という認定部分にも逆行的構成が及んだ可能性がふたたび浮かび上がってくる。じっさい、この前提があつてこそ、忠雄が明科の宮下を訪れ

「兩人會談の際、太吉は忠雄に囑するに爆裂薬の製造に實驗ある人士の説を徴すへきことを以てし…」

とつながっていく。したがって、この後者が逆行的構成であるなら、その前提となる前者もまた逆行的構成の結果ではないかという疑いがおのずと出てくる。

そのような目であらためて判決＜第一段階＞の認定を検討してみれば、上記引用の大逆決行の決意を認定した部分から、

「是に於て被告太吉は前に忠雄の通告したる製造法に依り、即ち塩酸加里六分鶏冠石四分の割合に小豆大の礫約二十顆を混して一鐘に装填し、同年十一月三日明科附近の山中に到り試みに之を投擲したるに爆発の効力甚た大なり…」

という爆裂弾の実験に至る認定部分に至るまで、幸徳が具体的に関与した

とされるのは、「實驗ある人士の説」を聞くべく奥宮と接触し奥宮から爆裂弾の製法情報を得たという先の認定だけであることが確認される。「明治四十三年秋季を期し爆裂弾を用ひて大逆罪を執行せんことを定め」という重大な決断をしたはずであるにもかかわらず、幸徳らがその決断の下に行った行為として判決が認定したのは、奥宮が訪ねてきたときに爆裂弾の製法情報を聞いたということではしかないのである。しかも、その奥宮から聞いた爆裂弾の製法情報は、宮下が実際に行った爆裂弾の製法と明らかに違って、それがゆえにその違いの部分で、幸徳は「自ら知る所の他の方法と参酌してこれを忠雄に授け」たというかたちで言い繕うしかなかった。つまり、幸徳が奥宮から聞いたという爆裂弾の製法情報は、宮下が主導した爆裂弾製作の流れからは完全に浮いている。

このように見てくれば、明治42年9月上旬における幸徳らの「大逆罪を執行せん」とする決意そのものもまた同じく逆行的構成の結果である可能性が大きく浮かび上がる。

〔追記〕

本稿は、「龍谷大学大逆事件研究会」（代表・石塚伸一）の研究成果の一部である。